特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	委員報酬・謝金等の源泉所得税にかかる法定調書作成 (取りまとめ)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、委員報酬・謝金等の源泉所得税にかかる法定調書作成(取りまとめ)事務に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	委員報酬・謝金等の源泉所得税にかかる法定記	委員報酬・謝金等の源泉所得税にかかる法定調書作成(取りまとめ)に関する事務							
②事務の概要	審議会委員、講師等への給与、報酬等の支払I 提供を受け、これを記載した源泉徴収票や支払 に利用する。								
③システムの名称	統合財務システム								
2. 特定個人情報ファイル	名								
委員報酬・謝金等に係る支払が	青報								
3. 個人番号の利用									
法令上の根拠	番号法第9条第4項								
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携								
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定							
②法令上の根拠									
5. 評価実施機関における									
①部署	会計課								
②所属長の役職名	会計課長								
6. 他の評価実施機関									
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求								
請求先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都	鄒府会計課							
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ								
連絡先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都	鄒府会計課							
9. 規則第9条第2項の適	用 用		[]適用した						
適用した理由									

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か			,000人以上1万人	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和7:	年1月31日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点						
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	項目評価書] 施機関については、それぞれ』	5点項目評(<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステ	・ムを通じた	と入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている	J	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	版(委託や情報提供ネットワーク	クシステムを	を通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Γ	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 华	7. 特定個人情報の保管・消去							
	固人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[特に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8.)	手を介在させる作業				I.]人手を介在させる作業はない		
	的ミスが発生するリスク 対策は十分か	[特に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
	判断の根拠	・マイナンバー取扱いに係るマニュアルを策定し、取扱者を限定してマイナンバー管理システムにおいて管理している。・税務署や市町村に送付するファイルには、提出直前にマイナンバー管理システムからマイナンバーを取り出して記載し、送付後直ちにマイナンバーは削除している。ファイル作成から提出、データ削除まで、すべて2名体制で行っている。						

9. 監	査						
実施の)有無	[〕自己点検	[O]	内部監査	[] 外部監査	
10. 彼	É業者に対する教育・	啓発					
従業者	台に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最	も優先度が高いと考	えられ	ここ は 日本		[]全	項目評価又は重点項目評価を実	施する
最も優る対策	先度が高いと考えられ	<選打 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7)	目的外の入手が行わ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正さ 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワーク	れるリスク、事務に必 て不正に使 な使用等の けわれるリンステムを シンステムを い・滅失・野	への対策 要のない情報 用されるリス シリスクへの対策 スクへの対策 通じて目的が 通じて不正っ	服との紐付けが行われるリスクへの対 クへの対策 対策 (で委託や情報提供ネットワークシステムを通じた 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策	
当該対	対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている	-		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	て管理 ・税務 取り出	している。 署や市町村に送付する	ファイルに ちにマイナ:	は、提出直前	扱者を限定してマイナンバー管理シス 前にマイナンバー管理システムからマ 徐している。ファイル作成から提出、デ	イナンバーを

変更箇所

変更箇	<u>"T</u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	評価書名	委員報酬・謝金等の源泉所得税(本庁分)にかかる法定調書作成(取りまとめ)に関する事務	委員報酬・謝金等の源泉所得税にかかる法定 調書作成(取りまとめ)に関する事務	事後	
令和7年3月28日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	京都府知事は、委員報酬・謝金等の源泉所得税(本庁分)にかかる法定調書作成(取りまとめ)事務に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のブライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかわないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	京都府知事は、委員報酬・謝金等の源泉所得税にかかる法定調書作成(取りまとめ)事務に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和7年3月28日	I 1. ①事務の名称	委員報酬・謝金等の源泉所得税(本庁分)にか かる法定調書作成(取りまとめ)に関する事務	委員報酬・謝金等の源泉所得税にかかる法定 調書作成(取りまとめ)に関する事務	事後	
令和7年3月28日	I 1. ②事務の概要	審議会委員、講師等の報酬について、統合財務システムにおいて所得税を控除し、法定調書を作成する際、マイナンバーを登録する。	審議会委員、講師等への給与、報酬等の支払 に当たり、所得税法に基づき源泉徴収し、個人 番号の提供を受け、これを記載した源泉徴収 票や支払調書等を作成し、税務署や市区町村 に提出するために利用する。	事後	
令和7年3月28日	I3. 個人番号の利用	番号法第9条第3項	番号法第9条第4項	事後	
令和7年3月28日	I 5. ②所属長の役職名	副会計管理者会計課長事務取扱 荒田豊	会計課長	事後	
令和7年3月28日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京 都府総務部総務調整課	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京 都府会計課	事後	
令和7年3月28日	Ⅱ1. 対象人数	令和2年6月15日時点	令和7年1月31日時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅱ 2. 取扱者数	500人未満 令和2年6月15日時点	500人以上 令和7年1月31日時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅳ8. 人手を介在させる作業	(新規追加)	[特に力を入れている] ・マイナンバー取扱いに係るマニュアルを策定し、取扱者を限定してマイナンバー管理システムにおいて管理している。 ・税務署や市町村に送付するファイルには、提出直前にマイナンバー管理システムからマイナンバーを取り出して記載し、送付後直ちにマイナンバーは削除している。ファイル作成から提出、データ削除まで、すべて2名体制で行っている。	事後	
令和7年3月28日	IV11. 最も優先度が高いと 考えられる対策	(新規追加)	[特に力を入れている] ・マイナンバー取扱いに係るマニュアルを策定し、取扱者を限定してマイナンバー管理システムにおいて管理している。 ・税務署や市町村に送付するファイルには、提出直前にマイナンバー管理システムからマイナンバーを取り出して記載し、送付後直ちにマイナンバーは削除している。ファイル作成から提出、データ削除まで、すべて2名体制で行っている。	事後	